

令和元年度
朝霞市行政評価
(外部評価)
結果報告書

令和元年 8 月

朝霞市外部評価委員会

目 次

1	外部評価の概要	1
2	外部評価委員会の位置付け	3
3	外部評価委員会の構成	3
4	外部評価の評価対象	4
5	評価	9
参考資料		
I	朝霞市外部評価委員会条例	20
II	委員名簿	21
III	審議経過	21

1 外部評価の概要

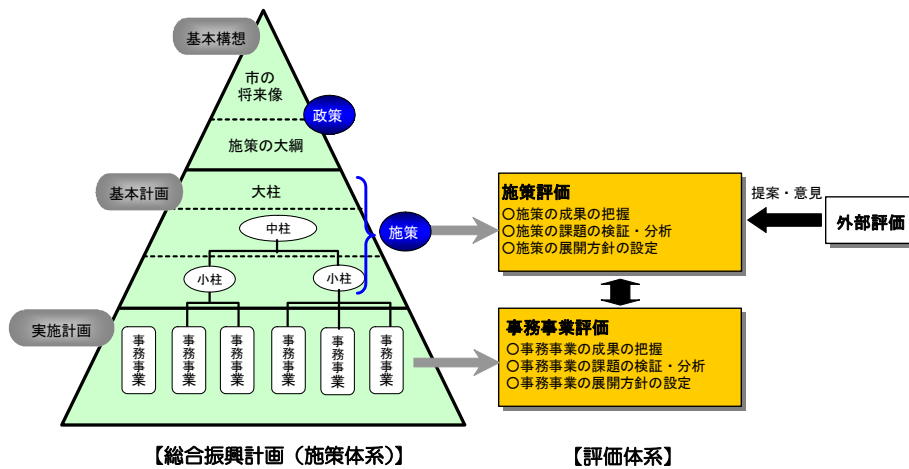
朝霞市では、行政活動によって生み出された成果を検証し、その結果を次の活動に結びつけるため、平成19年度から行政評価制度を段階的に導入してきました。

そして、市が実施する行政評価の透明性と客観性を確保するため、平成22年度から「朝霞市外部評価委員会」を設置し、市で行った自己評価について外部の視点から検証を行っています。

①評価対象

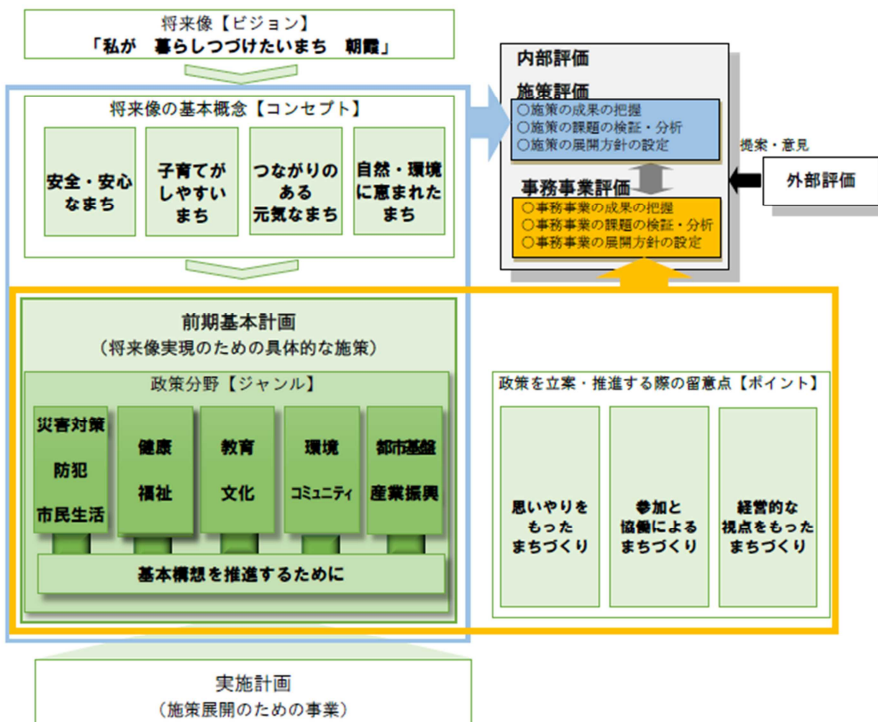
- ・平成23年度から平成27年度まで

第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）に95の施策全てに対して評価を行いました。



- ・平成28年度から

第5次朝霞市総合計画前期基本計画の将来像の基本概念（コンセプト）ごとに施策の評価を行っています。



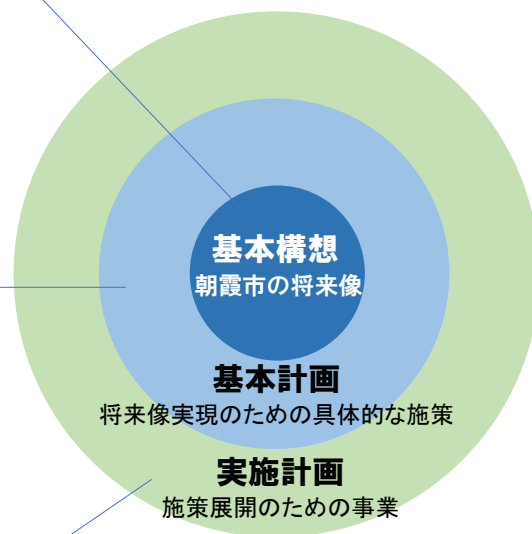
【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

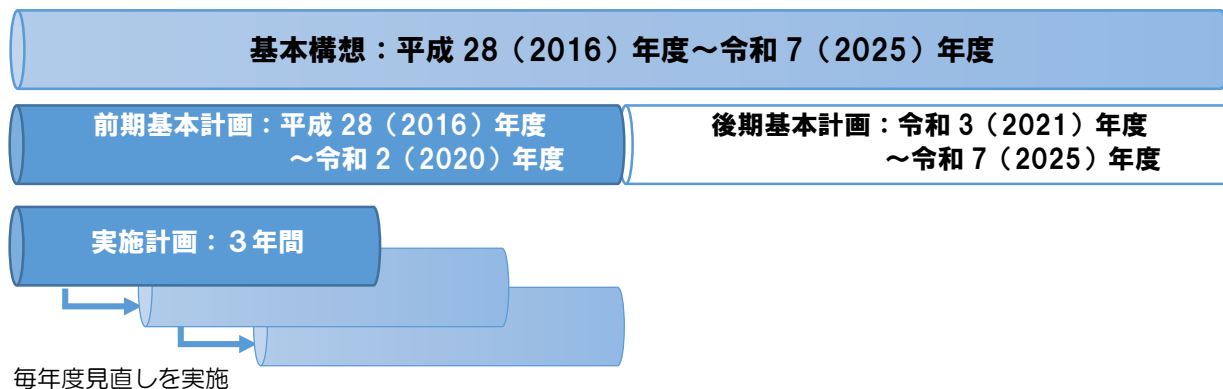
基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。
前期：平成28（2016）年度から
 令和2（2020）年度まで
後期：令和3（2021）年度から
 令和7（2025）年度まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間を計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】

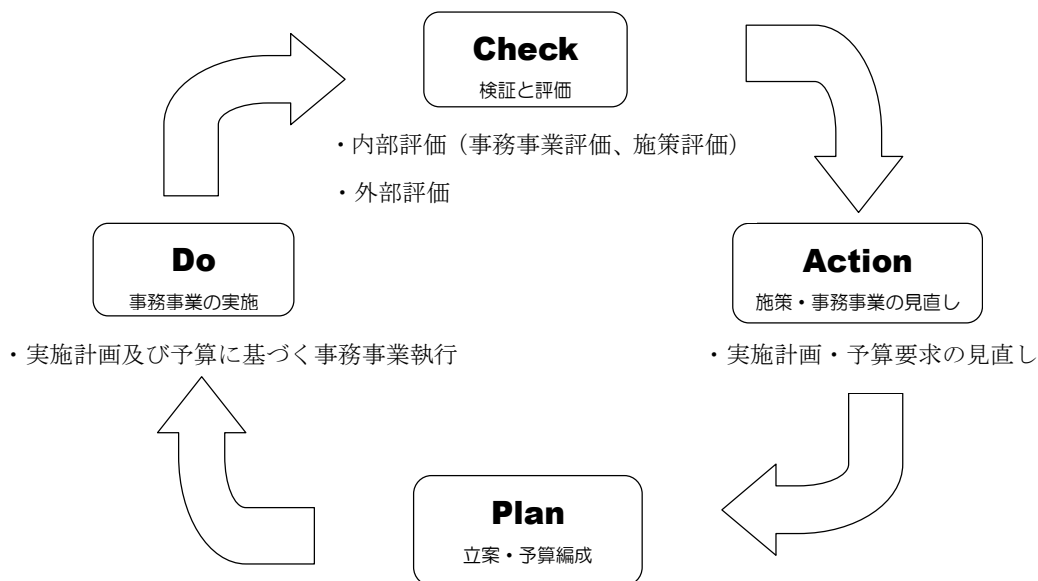


※第5次朝霞市総合計画 P. 3 より抜粋

②評価結果

市が実施する内部評価に、外部評価を加えたP D C Aサイクルを構築するため、評価を4月頃から7月頃にかけて実施し、評価のまとめとして所見を市に提出します。提出された所見を踏まえて、次年度以降の実施計画を策定するとともに、事務事業を実施していくことをねらいとしています。

朝霞市の行政評価制度（P D C Aサイクル）



2 外部評価委員会の位置付け

外部評価委員会は、市が実施した施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

3 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、市議会議員、知識経験のある方、市民公募委員の合計10人で構成する第三者評価機関で、それぞれの立場から専門性や生活者としての視点を生かして評価を行っています。

4 外部評価の評価対象

第5次総合計画の将来像の4つの基本概念（コンセプト）と5つの政策分野（ジャンル）を支える「基本構想を推進するために」に位置付く施策を評価対象としています。

●将来像の基本コンセプト

安全・安心なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆1 人にやさしいまちへ		
1	誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保	やさしさに配慮した道づくり(521)
		まちの骨格となる道路づくり(522)
		特性に応じた市街地づくり(541)
2	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	まちの骨格となる道路づくり(522)
		良好な交通環境づくり(523)
		全ての人にやさしいまちづくり(552)
◆2 支え合う心で安全・安心なまちへ		
1	地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備	まちの骨格となる道路づくり(522)
		災害や犯罪に強いまちづくり(551)
2	集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策	まちの骨格となる緑づくり(531)
		公共下水道の整備(543)
		災害や犯罪に強いまちづくり(551)
3	上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策	まちの骨格となる緑づくり(531)
		上水道の整備・充実(542)
		公共下水道の整備(543)
		災害や犯罪に強いまちづくり(551)
4	防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進	公共施設の効果的・効率的な管理運営(654)
		防災対策の推進(111)
		防災対策の推進(111)
		地域防災力の強化(112)
5	市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援	防犯のまちづくりの推進(121)
		消費者の自立支援の充実(122)
		良好な交通環境づくり(523)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		消防体制の充実(113)
6	警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携	防犯のまちづくりの推進(121)
		良好な交通環境づくり(523)
		問題解決に向けた支援体制の充実(622)

7	社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		健康・生きがいづくりと介護予防の支援(221)
		自立のためのサービスの確立(222)
		安全・安心な生活ができる環境の整備(223)
		共生社会の実現(231)
		地域における自立生活支援(232)
		自立した社会生活・就労支援(233)
		地域福祉の推進(241)
		全ての人にやさしいまちづくり(552)
		男女平等が実感できる生活の実現(612)
人権教育・啓発活動(621)		
8	市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営	自立のためのサービスの確立(222)
		社会保障制度の運営(242)

●将来像の基本概念（コンセプト）

子育てがしやすいまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆1 子育てしやすいまちへ		
1	妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実	幼児期等の教育と保育の充実(211)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		保健サービスの充実(252)
		医療体制の充実(253)
◆2 子どもたちがいきいきと育つまちへ		
1	全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		青少年の健全育成の充実(214)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校・家庭・地域が連携した教育の推進(314)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
2	急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
3	虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		青少年の健全育成の充実(214)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		人権教育・啓発活動(621)
4	障害のある人とない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校・家庭・地域が連携した教育の推進(314)

●将来像の基本概念（コンセプト）
つながりのある元気なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆1 つながりのあるまちへ		
1	自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成	コミュニティ活動の推進(431)
		活動施設の充実(432)
2	生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進	生涯学習活動の推進(321)
		学習しやすい環境整備の充実 公民館(322)・図書館(323)・博物館(324)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		スポーツ施設の整備充実(332)
		芸術文化の振興(342)
		男女平等の意識づくり(611)
3	NPOなど市民活動団体への支援	市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(642)
4	多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進	人権教育・啓発活動(621)
		外国人市民が暮らしやすいまちづくり(631)
		多文化共生への理解の推進(632)
5	コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実	良好な交通環境づくり(523)
◆2 元気なまちへ		
1	高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援	健康・生きがいづくりと介護予防の支援(221)
2	いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上	安心できる葬祭の場の提供(123)
		健康・生きがいづくりと介護予防の支援(221)
		自立のためのサービスの確立(222)
		安心・安全な生活ができる環境の整備(223)
		地域における自立生活支援(232)
全ての人にやさしいまちづくり(552)		
3	健康づくりの取組の充実	健康づくりの支援(251)
		保健サービスの充実(252)
		医療体制の充実(253)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
4	消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化	魅力ある商工業機能の形成(571)
5	起業家や中小企業への効果的な支援	産業育成のための連携強化(561)
		起業・創業の支援(562)
		中小企業の経営基盤の強化(572)
6	雇用機会の創出と労働環境の充実の支援	勤労者支援の充実(581)
		雇用の促進(582)

●将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆1 自然・環境がいきるまちへ		
1	自然と調和した適正な土地利用の促進	市街地の適正な利用(511)
		市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）(512)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
2	市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用	住みよい環境づくりの推進(411)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
3	地域の特色をいかした美しい景観の保全・創出	まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		まちの魅力を生み出す景観づくり(533)
		都市農業の振興(573)
4	環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり	住みよい環境づくりの推進(411)
		環境教育・環境学習の推進(414)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
5	循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進	循環型社会の推進(412)
		低炭素社会の推進(413)
		ごみの減量・リサイクルの推進(421)
		ごみ処理体制の充実(422)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり(534)
◆2 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ		
1	朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護	歴史や伝統の保護・活用(341)
2	恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成	芸術文化の振興(342)
		地域文化によるまちづくり(343)
3	まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信	歴史や伝統の保護・活用(341)
		地域文化によるまちづくり(343)
		シティ・セールス朝霞ブランドの育成(591)
		シティ・プロモーションの展開(592)

● 「基本構想を推進するために」

市民参画・協働、行財政

大柱		施策（総合計画コード）
1	市民参画・協働	参画と協働の仕組みの検討(641)
		市民参画と協働の推進(642)
		情報提供の充実と市民ニーズの把握(643)
2	行財政	総合計画の推進(651)
		まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(652)
		公平・適正な負担による財政基盤の強化(653)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営(654)
		適正かつ効率的な行政事務の遂行(655)
		機能的な組織づくりと人材育成(656)

5 評価

上記の施策について、施策評価結果（内部評価）や市民満足度アンケートの結果、担当課との質疑応答などを踏まえ、本委員会の評価として所見を次頁以降に取りまとめました。今後の施策の実施に当たっては、本所見を生かして推進されることを望むものです。

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合っ
て乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたり
することが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安
をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災
害が起きても、みんなで助け合っ
て乗り越えていける、そのようなまちにしてい
きたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

※第5次朝霞市総合計画 P. 35 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ 人にやさしいまちへ

- ・ 今後10年で確実に市民の車の保有台数は減る。快適なまちづくりとは、道路から始まるものではないか。行政が「歩けるまち」をどうつくるかを考えてほしい。
- ・ 自転車を利用する人への交通ルールの啓発を、充実させるべきである。
- ・ 歩行者と自転車、お互いが安心して通行できる道路の整備をすべき。
- ・ 歩行者が道路を安全に通行するため、道路整備の計画は歩道から取り組むべきである。

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・ 上下水道に関する計画は、非常に時間と費用がかかるものであるため、長期的な視点で進めるとともに、引き続き市民への周知も行ってほしい。
- ・ 防災訓練は地域の実態に合わせて実施してほしい。（誰がどこに避難してくるのかなど）
- ・ 一人暮らしの高齢者や障害者等、一人で避難することが困難な方にかかわる防災の取組を充実させてほしい。
- ・ 子どもへの犯罪被害を防止するには、保護者や自治会、町内会等の地域の人の見守りが不可欠であり、そういった人の意識も高めていくべきである。
- ・ 町内会や商店会が市の補助金で設置しているような防犯カメラを、行政が主体となって、必要なところに設置していくべきである。
- ・ 火災への対策は、住民一人一人の意識や取組も重要である。市民への意識啓発や支援も行ってほしい。
- ・ 地域の消防団は、都市圏や都市近郊では人材不足になりやすい。この状況を踏まえて、今後のあり方を考えていくべきである。
- ・ 元気な高齢者への支援、例えば職域の開発といった職業支援などがあってもいいのではないか。
- ・ 市がレスパイトケア（※）補助事業を実施すれば、施設の事業も充実し、より充実したケアを受けることができる。そういった観点から予算化を検討してほしい。
※レスパイトケアは、重症心身障害児者の家族の負担を和らげるため、障害児者を短期または日帰りで、施設で受け入れるサービスです。

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思えます。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合わせた支援体制とサービスの充実

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
- ・急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
- ・虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・障害のある人とない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

外部評価委員会からの所見

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・近隣市では、ボランティアの方が余裕教室を活用して子ども教室を開催しており、朝霞市も遅れを取らず、こうした取組を実施してほしい。
- ・児童館のランドセル来館事業を広く活用できるようにしてほしい。(児童館が通学路にない場合、小学1年生には利用が難しい)
- ・子どもが親の付き添いなく外にいないければいけないことも多くあるため、そういった子どもたちが外で遊ぶことができる、犯罪被害を防ぐ取組について検討してほしい。

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・市が実施しているサービスの周知について、住民にとって分かりやすいようにSNSなどを活用してほしい。
- ・仕事をしながら母子手帳を平日に取りに行くのは難しいのではないか。体調や健診の予定などに合わせて受け取りやすくなるよう、窓口を開ける時間帯や場所などを工夫してほしい。
- ・基礎知識や道德教育など、本来は家庭生活を通じて身につけるべきことが、最近の学生には欠けていると感じられることから、今後は、家庭に対するサポート教育を地域行政が担う体制を検討すべきである。
- ・貧困家庭や外国人住民などに対する学習支援や、学習支援を行うボランティアのサポートについて、具体的な取組が分かるようにしてほしい。

将来像の基本概念（コンセプト）

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていく必要があります。

また、近くのにぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- ・NPOなど市民活動団体への支援
- ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

◆ 元気なまちへ

- ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- ・健康づくりの取組の充実
- ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- ・起業家や中小企業への効果的な支援
- ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

※第5次朝霞市総合計画 P. 37 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ つながりのあるまちへ

- ・定期的に担当者がまちへ出向いて、各地区の住民と話をするなど、自治会等の運営や活動状況を積極的に状況把握をしてほしい。
- ・彩夏祭でできるコミュニティなどを参考にして、自治会活動を活性化できないか。
- ・公民館、図書館、博物館、市民会館、市民センター等の相互連携を図り、コミュニティ活動をより促進されたい。
- ・市民センターの利用率低下の原因と、解決のために何をしたのかを分かるようにしてほしい。
- ・舞台芸術の創造促進を主旨とした劇場法や、ソーシャルインクルージョンの実現を踏まえ、市民会館などをどう運営していくか検討するべきである。市民会館は劇場法を所管する教育委員会の所管にするべきではないか。
- ・朝霞市の博物館は文化的価値の高い施設であるため、もっと活用するべきである。また、従来の方法にとらわれない活用のしかたをしてほしい。
- ・高齢者は運転免許を返納すると交通手段がなくなる。対策を検討するに当たっては、バスの利便性向上、タクシーの利用補助、デマンド交通など、先進的な取組を行っている近隣市の状況を調査し、検討してほしい。

◆ 元気なまちへ

- ・見学を受け入れる事業所のマップを作り、企業と地域とのつながりを積極的に促進してほしい。(産業観光ツーリズム)
- ・事業者支援、企業誘致について、計画に位置付けるだけでなく、最重要課題として具体的に進めてほしい。

将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
- ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
- ・ 地域の特徴をいかした美しい景観の保全・創出
- ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
- ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
- ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
- ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

※第5次朝霞市総合計画 P. 38 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・ 基地跡地公園の整備は、市民の声を聴きながら進めていってほしい。
- ・ シンボルロードの広場をどのように活用していくのか、市民が具体的にイメージできるよう、事業を進めていけばもっと盛り上がるのではないか。
- ・ 黒目川の桜のライトアップを工夫して、東上線からみる人にもアピールしたほうがいい。
- ・ 公園がないエリアについて、引き続き公園の整備を検討し、実現させてほしい。
- ・ 川が地域にもたらず文化性を考え、識者の意見を聞きながら整備等に取り組んでほしい。
- ・ 黒目川の遊歩道は、自転車で走行する人や夜に散歩する人など誰もが通行しやすいよう、整備を進めてほしい。規制があれば、所管官庁と交渉してほしい。
- ・ ツツジは市の花として適切に保全・評価されているのか疑問である。旬の季節に人々が訪れてツツジを楽しめるよう、群生させるなど、積極的にアピールしていく施策も検討してほしい。
- ・ リサイクルプラザが実施している食品・制服などのリサイクルの取組は、市民にもっと知られるようにしてほしい。

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・ 博物館に、朝霞の歴史・経歴が一目で分かるようなもの（動画など）があってもいいのではないか。知恵をしぼってイベントを企画してほしい。
- ・ 夏休みに小学生向けに実施している体験教室から、博物館に興味を持つ子どももいると思うので、今後も積極的に実施してほしい。また、大人が関心がある取組も行ってほしい。
- ・ シティ・セールス朝霞ブランドについて、活用するアイデアを併せ、もっとPRしてほしい。
- ・ 本田美奈子。モニュメントを認定するのであれば、モニュメントなどのスポットをめぐるような交通整備・取組がほしい。
- ・ オリンピック・パラリンピックを契機として、外国人によるガイドやおもてなしに関する取組を展開できないか。
- ・ 市外に住む方や、新しく市内に住む方が、「むさしのフロントあさか」を認識する機会を増やすべきである。
- ・ シティ・プロモーションのウェブサイト動きがあまり見られない。もっと活用してほしい。
- ・ シティ・プロモーションについて、もっと具体的な取組が市民の理解を深める意味でもアピールが必要である。また、カタカナでの説明が多いため、日本語での補足が必要である。

基本構想を推進するために

市民参画・協働

- (1) 参画と協働の仕組みの検討
- (2) 市民参画と協働の推進
- (3) 情報提供の充実と市民ニーズの把握

行財政

- (1) 総合計画の推進
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
- (3) 公平・適正な負担による財政基盤の強化
- (4) 公共施設の効果的・効果的な管理運営
- (5) 適正かつ効率的な行政事務の遂行
- (6) 機能的な組織づくりと人材育成

外部評価委員会からの所見

◆ 市民参画・協働

- ・地域人材の発掘については、地域で活躍している方がどのような活動をしているか調査し、発掘・活躍していただけるような仕組みができるとよい。
- ・附属機関の委員のうち公募委員が占める割合について、指標を掲げている割には少ないように感じる。市民の声を聴くという観点から、割合が増えるような取組をしてほしい。また、女性委員の割合が増えるような対応を取ってほしい。
- ・実際に公募委員をやってみて、もっと続けたいという意欲が湧いた。朝霞市のことをより知ることができ、市民として発信していきたいと思った。また、知らなかった多くの施策を知り、周知の仕方を工夫する等、市からもっと発信してほしいと感じた。
- ・市公式ツイッターなどの SNS は、情報を発信するだけでなく、市民が情報に対して感想を伝えたり、問題を指摘したりするツールとしても活用するべきである。

◆ 行財政

- ・税の使い道について、「市民の目線」での表現を大切にして、広報を行ってほしい。
- ・税金・保険料等の納付における口座振替利用のお知らせなどをはじめ、今後も税金等を納めやすく、未納にならないような、丁寧できめ細やかな取組を続けてほしい。
- ・指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用し、経費を削減できるとのことだが、市民会館は教育委員会の所管とし、文化政策が発揮される施設となるためには、直営と指定管理のどちらがふさわしいか、比較検討してほしい。
- ・ICT の活用について、民間の実情を踏まえ、市民とのフェイス to フェイスのやり取りを深めるためにも、職員の意識改革を含め、問題意識を持って本格的に取り組んでほしい。
- ・民間企業との協働を積極的に行い、市に潤いがもたらされるような取組をしてほしい。

参考資料

I 朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市が実施する行政評価の透明性及び客観性を確保するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市が実施した施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。

(2) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市の議会の議員

(2) 知識経験を有する者

(3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
委 員	大橋 正好	市議会議員
委 員	船本 祐志	市議会議員
委 員	石田 義明	知識経験者
委 員	井上 典子	知識経験者
副会長	長谷川 清	知識経験者
会 長	花輪 宗命	知識経験者
委 員	泉川 真紀	公募市民
委 員	岡田 英夫	公募市民
委 員	宮里 和子	公募市民
委 員	吉原 彩美	公募市民

※選出区分ごとに五十音順 敬称略

Ⅲ 審議経過

日 程	場 所	概 要
第1回 平成31年4月3日	市役所別館5階 501会議室	・前期基本計画の評価結果の検証①
第2回 平成31年4月10日	市役所別館5階 501会議室	・前期基本計画の評価結果の検証②
第3回 令和元年5月22日	市役所別館5階 502会議室	・外部評価「つながりのある元気なまち」
第4回 令和元年5月29日	市役所別館5階 501会議室	・外部評価「子育てがしやすいまち」
第5回 令和元年7月3日	保健センター2階 健康教室	・外部評価「安全・安心なまち」
第6回 令和元年7月12日	保健センター2階 健康教室	・外部評価「自然・環境に恵まれたまち」
第7回 令和元年7月22日	市役所4階 401会議室	・外部評価「市民参画・協働、行財政」
第8回 令和元年7月30日	市役所4階 401会議室	・外部評価まとめ